

2012年1月27日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳 様

株式会社サンクチュアリ代理人
弁護士 古賀 大樹



「質問書」に対するご回答

貴団体よりいただきました2011年12月26日付け「質問書」（「2011年12月質問書」）に対して、下記のとおり回答いたします。

記

第1 はじめに

2011年8月9日付け「「申入書」に対するご回答」でも述べさせていただいたとおり、弊社は、コンプライアンス（法令順守）を最も重視しており、従前と同じく今後とも、消費者契約法をはじめとする諸法令の内容・趣旨を最大限尊重して事業活動を行って参る所存ですので、本回答書をもって弊社への申入れ活動を終了いただきたく存じます。

第2 2011年12月質問書について

1 質問事項1について

弊社の現在の受講契約書は平成23年8月21日施行分で間違いありません。

2 質問事項2ないし4について

(1) 平成23年4月1日付け受講契約書に関する周知方法等

弊社は、平成23年4月1日付け受講契約書の内容（従前の受講契約書からの改訂内容）を、セミナー出席者に対して講師から口頭で周知するとともに、平成23年2月28日には入会時に把握している全会員のメールアドレス宛にメールにて周知した上で（万が一、送信エラーとなった場合には別途当該会員と連絡を取った上で周知を図っております。）、各会員からの質問や改訂箇所を含む受講契約書提供希望等に対して誠実に対応しております。

(2) 平成 23 年 8 月 21 日付け受講契約書に関する周知方法等

弊社は、平成 23 年 8 月 21 日付け受講契約書の内容（従前の受講契約書からの改訂内容）を、セミナー出席者に対して講師から口頭で周知するとともに、平成 24 年 1 月 24 日には入会時に把握している全会員（平成 23 年 8 月 21 日以降に受講契約を締結した会員を除く。）のメールアドレス宛にメール（ご参考までに当該メールを本回答書別紙として添付します。）にて周知した上で（万が一、送信エラーとなった場合には別途当該会員と連絡を取った上で周知を図っております。）、各会員からの質問や改訂箇所を含む受講契約書提供希望等に対して誠実に対応しております。

3 質問事項 5 について

ご指摘いただいた平成 23 年 8 月 21 日付け受講契約書第 3 条但書きに関しては、受講契約書所定の有効期間満了時に引き続き受講をご希望される受講生様の割合が非常に高いという実態を踏まえたものですし、自動更新の前後を通じて、受講生様は、解約日の前月 15 日までに、所定の解約手続きを行うことによって、自由に解約可能であることも合わせ鑑みれば、消費者の利益を一方的に害する条項等にはあたらないと考えておりますので、将来的な受講契約書改訂時に貴団体のご指摘も念頭に置かせてはいただきますが、現時点において変更又は削除する意向はありません。

以上

22:10 送信

From

To受講生全員(エラーなし)
日付2012年1月24日22:10
件名契約内容の改訂について

受講生の皆さん

いつもお世話になります、ありがとうございます。

既に講座にてご説明させていただいている内容と
重複する部分もあるかと思いますが、
よりご理解を深めていただくべく、
中途解約に関する昨年8月21日付けの改訂内容について、
本メールで改めてご報告させて頂きます。

下記、改訂内容をご覧頂き、ご理解頂ければ幸いに存じます。

<中途解約について>

以前においては、特待生コースについて、中途解約を希望される場合、
当初からコース2(一般コース)の受講生であったとみなし、
コース2(一般コース)の入会金・受講料をお支払いいただく形となっておりましたところ、
昨年2月28日に皆さんにメールでご報告させて頂いたとおり、
昨年4月1日付けの改訂後は、解約を希望する当該月3か月前の15日までに、
所定の解約手続きを行うことによって、解約ができる形としておりましたが、
今般、解約日の前月15日までに、所定の解約手続きを行うことによって
(なお、解約申入れは書面で行っていただく必要がありますが、弊社が用意する所定の用紙に限りません。
また、弊社側において開講継続困難となる事情が生じた場合においても、
皆さんからの中途解約権はこれら制約されません。)
解約ができる形に改訂させて頂いております。

以上、ご確認よろしくお願ひいたします。

ご不明な点があつたり、
改訂後の契約書の書式の交付をご希望される場合には
遠慮なく弊社スタッフにお申し付け下さい。

失礼いたします。

株式会社サンクチュアリ
坂口安奈